

平成 26 年 第 1 回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成 26 年 2 月 19 日)

茨城県南水道企業団議会

平成26年 第1回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成26年2月19日(水) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1．会議録署名議員の指名

日程第2．会期決定の件

日程第3．選挙第1号 副議長の選挙について

日程第4．議案第1号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について

日程第5．議案第2号 茨城県南水道企業団監査委員の選任について

日程第6．議案第3号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第4号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について

議案第5号 平成26年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

追加日程第1．議長辞職の件

追加日程第2．選挙第2号 議長の選挙について

日程第7．一般質問

出席議員	議長	13番	佐藤隆治	議員
		1番	五十嵐辰雄	議員
		2番	若泉昌寿	議員
		3番	沼田和利	議員
		4番	小松崎伸	議員
		5番	鈴木かずみ	議員
		6番	中根利兵衛	議員
		7番	糸賀淳	議員
		8番	椎塚俊裕	議員
		9番	伊藤悦子	議員
		10番	桜井昭洋	議員
		11番	関戸勇	議員
		12番	染谷和博	議員
欠席議員		14番	佐藤清	議員

説明のための出席者

池 邊 勝 幸	企 業 長
藤 井 信 吾	副 企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
遠 山 務	副 企 業 長
宮 本 栄 三	事 務 所 長
藤 原 勘 一	次 長
鈴 木 充	次 長
糸 賀 重 信	経 営 企 画 課 長
亀 田 誠 男	会 計 課 長
山 口 好 正	業 務 課 長
小 暮 一 郎	工 務 課 長
海 老 原 敏 夫	管 理 課 長
角 田 裕	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

根 本 昌 実	局 長
雑 賀 勇	係 長
杉 本 弘 樹	書 記
棟 方 章 太	書 記

平成26年第1回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議 案 第 1 号	茨城県南水道企業団監査委員の選任について
議 案 第 2 号	茨城県南水道企業団監査委員の選任について
議 案 第 3 号	茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議 案 第 4 号	平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について
議 案 第 5 号	平成26年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

平成 26 年第 1 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議 員	質 疑 の 要 旨
1 関戸 勇	1 議案第 5 号について 1 . 水道事業の収益改善についてどのように対処してきたか 2 . 入札における競争性・透明性を高める努力はどのようにされているか 3 . 支出の項目 2 . 配水及び給水費の中で、節、修繕費に関して 4 . 支出の項目 4 . 業務費の中で、節、修繕費について
2 伊藤 悦子	1 議案第 3 号 1 . 消費税 8 % に対する市民生活への影響について 2 . 水道料金等への影響について 3 . 水道料金に転嫁しないことについて 2 議案第 5 号 1 . P 25 . 受水費について 受水費の引き下げについて 2 . P 26 . 動力費 昨年より約 2,500 万円の増の理由は 3 . P 27 . 委託料 水道料金調定等電算事務委託料の減について 口座データ集計委託料の具体的内容について 4 . P 26 . 委託料 積算システム変更の具体的内容について 5 . P 32 . その他の特別損失 貸倒引当金の根拠 6 . P 24 . その他特別利益 引当金戻入の根拠

議 員	質 疑 の 要 旨
3 鈴木 かずみ	<p>1 議案第4号、補正予算第4条、債務負担行為量水器検針事務委託について</p> <p>1．年間3,400万の委託先、人数、契約年数、業務内容等について</p> <p>2．その他、個人委託の現況と傾向について</p> <p>2 議案第5号 H26年度予算について</p> <p>1．新会計基準への移行にあたって、これまでとの相違点、課題など大枠でどのようにとらえ、予算編成に当たったのか</p> <p>2．純利益については新会計によってどのような傾向がでると見ているか</p>

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 関戸 勇	1 安心・安全な水道水の供給について 1．利根川におけるセシウムの堆積について、現状はどうか 2．放射性ヨウ素131への対応について
2 伊藤 悦子	1 水道料金の引き下げについて。基本料金の見直しについて 1．基本料金に満たない利用者数について 2．基本料金の引き下げについて 2 鉛管、石綿管について 1．現状と今後の計画について
3 鈴木かずみ	1 ハッ場ダム・霞ヶ浦導水事業の推進方向による影響について 1．ダム事業の検証結果についてハッ場ダムは2011年12月現計画推進の国交省方針が出されている。霞ヶ浦導水事業については検証素案がまとまったと報道され相方とも推進の方向だ 2．必要がない水の供給事業として過大な事業費負担と受水費等、企業団及び利用者への負担増につながりかねない問題と考えられるが見解を問う 3．浄水費の引き下げについて県への要請と県からの回答はどうなっているのか

午後 1時30分 開 会

佐藤隆治 議長

皆さんこんにちは、よろしく申し上げます。

ただいまから平成26年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数12名。14番 佐藤 清議員より欠席、6番 中根利兵衛議員より遅刻の通告があります。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

佐藤隆治 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、9番 伊藤悦子議員、10番 桜井昭洋議員、兩名を指名します。

日程第2 会期決定の件

佐藤隆治 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

佐藤隆治 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定します。

日程第3 選挙第1号

佐藤隆治 議長

日程第3、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

<議場閉鎖>

佐藤隆治 議長

ただいまの出席議員数は12名であります。

お諮りいたします。

開票の立会人は2名とし、議長から指名いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

佐藤隆治 議長

ご異議なしと認めます。したがって、立会人に、1番 五十嵐辰雄議員、2番 若泉昌寿議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

佐藤隆治 議長

投票用紙の配付もれはありませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

佐藤隆治 議長

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

< 投票箱点検 >

佐藤隆治 議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

それでは、点呼をいたします。

雑賀勇 議会事務局係長

< 各議員、点呼に応じて投票 >

佐藤隆治 議長

投票もれはありませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

佐藤隆治 議長

投票もれなしと認めます。

開票を行います。

1番 五十嵐辰雄議員、2番 若泉昌寿議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

< 立会人の立ち会いのもと開票 >

佐藤隆治 議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほど出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、

小松崎 伸 議員 9票

伊藤悦子 議員 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、小松崎 伸議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

<事務局員、議場閉鎖を解く>

佐藤隆治 議長

ただいま副議長に当選されました小松崎 伸議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

小松崎 伸議員、当選承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

<小松崎 伸副議長 登壇>

小松崎 伸 副議長

牛久市の小松崎 伸です。ただいま皆様からご推薦をいただきまして、まことにありがとうございました。議長さんを補佐いたしまして、皆様と協力し合いながらやっていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

日程第4 議案第1号

佐藤隆治 議長

日程第4、議案第1号 茨城県南水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸企業長 登壇>

池邊勝幸 企業長

本日は、平成26年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、ここに開会出来得ますことを心から感謝申し上げます。

本日は、人事案件2件を含め、議案5件を提案しております。

初めに、議案第1号は、茨城県南水道企業団の監査委員の選任についてであります。監査委員である戸澤淳子氏の任期が、来る2月25日をもって満了となるため、新たに監査委員を選任しようとするものでございます。

新たな監査委員として、取手市在住の石橋大輔氏を選任いたしたく、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により議会の同意を求めます。

石橋氏につきましては、多くの役職を歴任されており、事業の経営管理に関してすぐれた識見を有し、高潔な人格者であります。当企業団の監査委員として最適任者であると確

信し、ここにご提案申し上げる次第であります。何とぞ、慎重なるご審議のほどを賜り、ご同意いただけますようお願い申し上げます。議案第1号の提案理由の説明といたします。

佐藤隆治 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

< 発言する者なし >

佐藤隆治 議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

討論

佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方からの発言を許します。

反対の方はありますか。

< 発言する者なし >

佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

< 発言する者なし >

佐藤隆治 議長

そのほかありますか。

< 発言する者なし >

佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決

佐藤隆治 議長

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号、本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

< 賛 成 者 起 立 >

佐藤隆治 議長

全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

石橋大輔氏が監査委員に選任されました。

日程第5 議案第2号

佐藤隆治 議長

日程第5、議案第2号 茨城県南水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、2番 若泉昌寿議員の退場を求めます。

< 2番、若泉昌寿議員 退場 >

佐藤隆治 議長

提案理由の説明を求めます。池邊勝幸企業長。

< 池邊勝幸企業長 登壇 >

池邊勝幸 企業長

議案第2号は、茨城県南水道企業団の監査委員の選任についてであります。

監査委員でありました小松崎 伸氏より、去る1月31日をもって、退職願の届け出があり、現在まで欠員となっているため、新たに監査委員を選任しようとするものであります。議会議員の若泉昌寿氏を選任いたしたく、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

若泉昌寿氏につきましては、議会に精通し、人格が高潔で、すぐれた識見を有しており、当企業団の監査委員として、最適任者であると確信し、ここに提案申し上げる次第であります。何とぞ、慎重なるご審議のほどを賜り、ご同意いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

佐藤隆治 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

午後1時47分、6番中根利兵衛議員、出席であります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

< 発言する者なし >

佐藤隆治 議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

討論

佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

反対の方はありませんか。

< 発言する者なし >

佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

< 発言する者なし >

佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決

佐藤隆治 議長

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号、本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

< 賛成者起立 >

佐藤隆治 議長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

若泉昌寿議員の入場を許します。

< 2番、若泉昌寿議員 入場 >

佐藤隆治 議長

2番、若泉昌寿議員が監査委員に選任されました。

それでは、ただいま監査委員に選任されました若泉昌寿議員に、ご挨拶をお願いいたします。

< 2番、若泉昌寿議員 登壇 >

2番(若泉昌寿 議員)

ただいま監査委員に選任されました若泉昌寿でございます。監査委員の任務をしっかりと行っていきたいと思っておりますので、皆さんどうぞよろしく申し上げます。(拍手)

日程第6 議案第3号から議案第5号

佐藤隆治 議長

日程第6、議案第3号から議案第5号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池邊勝幸企業長。

< 池邊勝幸企業長 登壇 >

池邊勝幸 企業長

議案のご説明に先立ちまして、平成25年12月末現在における平成25年度予算の執行状況についてご報告申し上げます。

業務の概要についてであります。給水人口は24万3,241人で、平成24年度の決算数値と比較いたしますと968人の増、普及率につきましては0.4ポイント伸びて83.9%でございます。

ます。また、総給水量は1,969万2,697トンで、予定水量に対しまして74.2%、有収水量は1,748万3,809トンで予定水量に対しまして75.2%となり、有収率は88.8%であります。

次に、財務の状況であります。企業団の主な財源であります水道料金の収入は38億837万7,508円で、予算額に対しまして75.4%、加入金の収入は2億2,793万5,000円で、予算額の78.5%となっております。

次に、建設改良工事の施工状況について申し上げます。

配水管の布設及び布設替え工事等29件を発注し、工事費の総額は5億4,567万9,090円です。予算額に対する執行率につきましては87.4%となっております。平成25年度の執行状況につきましては以上のとおりであります。地方公営企業の経営の基本原則であります健全化を図りつつ、企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である安心・安全な水を利用者にお届けしながら、公共の福祉を増進するように運営してまいりますので、今後とも議員各位のご理解のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第3号から議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第3号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。これは消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第4号は、平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算についてであります。この補正の主なものは、固定資産取得価格の是正及び債務負担行為の設定の追加であります。

次に、議案第5号は、平成26年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。

この予算書は、新地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されております。旧会計基準との相違点が大きく、予算書の参考資料として添付した公認会計士の意見にありますとおり、当年度純利益や利益剰余金が大きく変わっております。当年度純利益4億112万9,000円を見込んだものとなっておりますが、新会計基準によって改正されたみなし償却制度廃止により発生することで、今までみなし償却をしていなかった減価償却対象とされる資産総額約187億2,000万円のうち、過年度の減価償却費分91億8,600万円が当年度において一括して収益として計上され、なおかつ毎年度4億円を超える戻し入れ収益があるものとして処理されるということでございます。これは現金を伴わない収入、いわゆる現金を伴わない利益でございます。いわば架空利益であります。この利益を見誤って経営判断をしないことが重要であると公認会計士が示唆しているところであります。従来の会計基準で見た場合は、約2,300万円の赤字予算であることを申し述べておきます。

それでは、様式に従ってご説明いたします。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでござ

います。給水戸数は10万300戸、年間総給水量は2,665万トン、1日平均給水量は7万3,014トン、主要な建設改良事業の工事費は8億7,480万円となっております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは、企業団の財政運営にかかわる経常的な経営活動の収支額を示したものであります。水道事業収益の総額は61億615万4,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと11.7%の増となっております。このうち企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は55億8,775万6,000円を予定し、水道事業収益の91.5%を占めております。

次に、営業外収益として、先に述べました架空利益である長期前受け金戻入として4億2,431万9,000円が新たに発生しております。

次に、特別利益に、引当金戻入として8,973万円を計上しております。

支出につきましては、水道事業費用の総額は56億3,552万7,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと3.7%の増となっております。主なるものを申し上げますと、営業費用が53億8,060万9,000円で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億9,516万6,000円を予定し、営業費用の51.9%を占めております。

営業外費用は1億8,202万6,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払い利息は6,862万3,000円でございます。また、特別損失として7,089万2,000円を計上しておりますが、これは過年度水道料金調定減及び会計制度改正移行初年度における貸倒引当金並びに賞与引当金でございます。したがって、平成26年度における損益計算では、4億112万9,000円の純利益となる見込みであります。これは、長期前受け金からの戻し入れになるためであり、再度申し上げますが、従来の会計基準であれば出ることのない名目上の架空利益が約4億円の黒字となるもので、今後、経営判断をする上で間違えないことが重要になります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は、建設改良工事の施工及び企業債の償還等にかかる費用であります。

収入につきましては、総額で3,976万8,000円を予定しております。その内訳といたしましては、消火栓設置工事の負担金が702万円、下水道工事に伴う布設替え工事負担金が3,274万8,000円となっております。

次に、支出につきましては、総額で11億7,647万9,000円を計上しております。その内訳を申し上げますと、建設改良費は9億5,837万1,000円を予定し、そのうち工事請負費は、8億7,480万円で、内容といたしましては、配水管布設工事費が1億3,554万円、配水管布設替え工事費が7億3,224万円、消火栓設置工事費が702万円となっております。また、企業債償還金につきましては2億1,310万8,000円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。11億3,671万1,000円を支出資金が不足いたしますので、その補てん財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金6,949万8,000円、減債積立金694万8,000円、過年度分損益勘定留保資金10億

6,026万5,000円を予定しております。

次に、第5条は、営業費用と営業外費用との間で、各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が5億8,719万4,000円、交際費が21万6,000円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第7条は、棚卸資産購入限度額であります。4,608万1,000円を予定しております。棚卸資産である材料と量水器につきましては、企業団の経営活動に支障を来さないよう、常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

佐藤隆治 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。

11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

11番(関戸 勇 議員)

それでは、11番、共産党の関戸でございます。

議案第5号についての質問をしたいと思います。

全部で13点の質問になると思います。

昨年(平成25年)の第1回の定例議会の一般質問で、水道会計の収益改善のために、また、市民からの水道料金の引き下げという強い要望に応えるためにも、県からの水道水の単価を引き下げる課題について触れさせていただきました。その際、茨城県が国と交わっている契約水量、今後の需要も含め、実態に合わせて大幅に下方修正することが、この高い水道料金を改善する道だということもお示しをしました。さらに、昨年(平成25年)の8月の議会では、具体的な資料、この間の茨城県の水需要も含めて、マスタープランなどの問題点、また、契約水量の問題点なども細かく触れたところでございます。

やはり、水道収益を改善するためには、何といたっても、県からの水の買うお金、これを下げると、下げてもらうということにあるというふうに思います。そういう意味では、県内の各市町村やまた企業団が県と交わした契約水量を引き下げる、このことが、私は重要だというふうに思っています。

県南広域全体で見ても、大変大幅に実態との格差があるという点でも、そのことは明らかではないかと思っておりますし、土浦では、そうした経過も含めて、県との契約水量を引き下

げるよう具体的に求めています。

そこで、1番目には、水道事業の収益改善のために、県南広域全体で見て契約水量の下方修正を県に求めること、企業団としてこうした視点からの収益改善に向けた取り組みをどのように行われているのかを、まずお聞きしたいというふうに思います。

2番目には、水道事業における修繕や工事の支出は大変大きな額を今年度の予算でも見込んでおります。こうした工事の委託料や工事契約など、透明性、競争性を高めるように、これは監査委員からも指摘をされておるとは思いますが、今年度の予算作成に当たり、どのような努力をされているかをお答えいただきたいというふうに思います。

次に、詳細について若干突っ込んでお聞きしたいと思います。

予算書の26ページ、修繕費の中の漏水修繕というのを見込んでおりますけれども、件数でどのくらいの件数を見込んでいるのかということをお聞きしたいと思います。また、現実に漏水箇所が判明した場合の修繕工事への業者の依頼や工事終了の確認などがどのように行われていくのかということについてもお聞きできればと思います。

27ページ、量水器についてお聞きしたいと思います。26年度、量水器交換は、どのくらいの件数を予定しているのかということをお聞きしたいと思います。

6番目に、量水器の交換は、どのような基準で行われるのかということで、量水器の外側の部分と中のメーター部分の違いはどうかと含めてお聞かせいただきたいと思います。また、量水器の交換の時期というのは、使用を開始してからなのか、製造したときからなのか、完成品としてできたときなのか、どちらなのかということについてお聞きしたいと思います。

さらに、量水器の再度使うということがやられていると思いますけれども、どのように行われているのか、お聞きしたいと思います。

量水器の点では、相当大きな金額になっていると思いますけれども、量水器の個々の機械についての使用のデータというのは、何年にどこについたかというものについて把握できているのかということもお聞きしたいと思います。

以上、量水器にかかわるところについてお聞きしました。その他の点については、1回目の質問のあとで、さらにお答えいただければというふうに思います。よろしく願いします。

佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

宮本栄三 事務所長

関戸議員の質問にお答えいたします。

近年の給水収益は、給水人口が若干伸びているにもかかわらず、大口需要者の水道離れや節水型器具の普及と相まって節水意識の向上から横ばい傾向にあります。また、給水加

入金につきましては、減少傾向にあります。

今回、改正された会計基準では、一見、良好な状態に見えておりますが、水道料金については、この先も依然として原価割れの供給が続くと見込まれます。その中で、給水収益が伸び悩む中、どのように収益を上げるか、また、有収水量を上げるかが、今後の課題となってきますが、改善策としましては、加入促進の取り組みとして、毎年6月の水道週間の期間中に配水管が整備されていまして加入者の少ない地域に職員が戸別訪問を行っております。

今後についても、引き続いての人員費及び内部経費の削減と大口需要者の新規開拓、継続しての未加入者への加入促進運動等を通じて収益を上げていきたいと考えております。

次に、入札における競争性、透明性を高める努力は、どのようにされているかのご質問についてであります。当企業団では、平成20年4月から経営審査における総合評定値をもとに、建設工事の6業種を格付し、ランク制を導入しております。また、平成21年4月からは郵便入札制度を実施しております。今後も、さらに競争性、透明性を高めるための入札制度を研究してまいりたいと考えております。

次に、配水及び給水費の修繕費についてお答えいたします。

平成26年度の漏水修理の件数が600件、工事費6,480万円を予定しております。漏水箇所が発見された場合は、その日の漏水当番である工事業業者に連絡をとり、修繕工事の依頼をします。工事終了までの作業確認については、担当職員が漏水現場に向い、業者に指示をし、現場監督員として作業に立ち会い、工事終了までの確認を行っております。

次に、修繕費の縮減に関して、修繕に使用する材料等は、単価契約による一括購入により安く購入しております。材料は、ビニール管から継ぎ手が少なく漏水の少ないポリエチレン管に変更し、漏水の多い箇所などについては布設替えをしております。漏水が少なくなることによって修繕費の縮減になると考えられます。

ここ数年の工事の手法、技術の改善としましては、離脱防止の材料や耐震性の材料の使用、断水をしないのでできる工法等も行っております。検討については、当企業団内部で打ち合わせを行い、新しい材料、新しい工法に対応できるよう努力しながら行っております。

次に、業務費の修繕費でございますが、予算の95%が量水器の修繕費でございます。その他、公用車、量水器取り替え時の漏水などに対応するため修繕費として計上しています。平成26年度の量水器の交換件数は1万5,449件を予定しています。量水器の取り替え年数は、計量法、平成4年法律第51号の定めにより、8年で取り替えを実施しています。量水器再生といいますが、修繕になるかと思いますが、どのように行われるかということですが、量水器本体以外は全て新品に交換になります。以上であります。

佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

11番(関戸 勇 議員)

2回目の質疑をしたいと思います。

冒頭述べたように、収益改善の上で、一番重要なのは、茨城県との交わしている水の契約水量、これがやはり大きいというふうに思っています。そういう点では、一昨年も県南の各市長さん、町長さんがこぞって県に要請に行くと、そういうことも報告もされたところでございますけれども、問題は契約水量を下げると、県南広域全体の契約水量を見て下げる、これを求めることが私は大変大事だと思います。

また、さらに突っ込めば、県と国とが交わしている契約水量、これをやはり引き下げることだというふうに思います。そうでなければ、水道料金は、今後大きな値上げにつながってしまうというふうに思うからであります。そういう点で、この契約水量を下げるという点についてお考えをお聞かせいただきたいと再度思います。

量水器について、再度お聞きしたいと思います。

私が住んでいる地域では、おおよそ10年以上にわたって、約100戸ほどの空き家があります。この空き家にも全て量水器がついております。10年一度も使っておりません。しかし、先ほどの話でいけば8年で全て交換するということですから、しかも置いてある場所は雨にもかかわらず風にもそれほど当たらず、極めて良好な場所であります。そういったところについても、8年ということでは全数を変えているというふうに思うのですが、実際はどうかということをお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

続けて、昨年から今年にかけて、量水器の交換が行われております、相当大きなところで行われていると思うのですが、一部でトラブルも発生をしているということで、量水器をつけたけれども水もれが起きたとかということになります。そういう意味では、また、量水器をつけ直すということで、ダブって工事をやるのか、同じ単価なのかよくわかりませんが、そういう意味では、私も詳しく話を聞きましたが、やはりいろいろ問題があるように思われてなりません。そういう点で、量水器にかかわって、今、量水器のメーカーというのは何社ぐらいあるのかと、県南水道では何社のメーカーを使っているのかというのを二つ目としてお聞きをしたいと思います。

繰り返しますが、量水器については、10年一度も使わなくても全数交換をしているということが正しいかどうかということ、それから、量水器のメーカーは何社あるのかということでもちょっとお聞きをしたいと思います。以上です。

佐藤隆治 議長

藤原勘一次長、答弁を求めます。

< 藤原勘一次長 登壇 >

藤原勘一 次長

関戸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、県との契約水量、また料金の引き下げについて、県南水道はもちろん県南広域全

体での要望をすべきではないかというご質問でございますが、料金に関しましては、前の議会でも、またこの後の答弁でも要望書の単独また連名の話で答弁はすることになります。が、それ以外にも、直接県に出向いて、書式ではなく直接口頭でお願いをしたり、また、毎年1月末か2月の上旬ごろに県南広域のほうから説明、要望に対する回答の会議がございまして、その席上においても、やはり料金引き下げにつながるように、今後、経費がかさむからできないということではなくて、料金を下げるためには、県のほうではどういことをすれば料金引き下げにできるのか、そういう精査もしてほしいというような要望もその席上では何度もお話ししております。ですから、料金の引き下げについては、今後もそのような形で、要望書と口頭で直接出向いての両方やっていきたいとは考えております。

ただ、水量については、確かに以前、かなり県南水道、余剰水量の多かった時期もありましたが、現在は、年間、最大のときで8万2,000ぐらいですか、去年あたり夏場あったと思うのですが、現在、契約している9万375、これに関しまして、その余剰水量の差というのは、やはり何か危機的な状態のあったときの配水場の余裕水量として持っているものとしては、企業団の考えとしては、やはり持っているべきじゃないかなという考えもあるわけでございますが、毎年毎年必要水量で契約をしてほしいという要望はしていきたいとは思いますが、ある程度それを放棄しちゃったら、やはりその水量を確保できないというような県からのことがありますので、話が、そういうところは詰めて、県のほうにそうじゃなく毎年の必要水量を申し込んで、それぞれの契約ができるような方向を県南水道の考えとしてやっていきたい。あと県南広域としては、毎年の要望を出すときに、県南水道が今年も発起人となって集めて、そのときに会議を開きますので、また、要望書の内容についても、今料金の引き下げの要望ですが、そこに水量的なものも入れて、水量及び料金というような形でやっていくかどうかの会議を開きながら進めていきたいとは考えております。

ただ、県南水道の長期的な事業計画等の中でも、32年程度ごろまでは、ある程度人口も伸びるのですが、それ以降は横ばいだというふうな統計、予定をしておりますので、やはり水需要的なことを考えますと、そんなに必要な水量ではないのかなとも思います。ただ、県についても、県南広域じゃなく茨城県全体としての水需要を考え、あと国との契約に関しましても、八ッ場ダムも今度完成して、それなりの水利権ですか、それも増えてくるでしょうし、その費用なんかも増えますので、それはこの料金に各事業体の料金で反映しないような、転嫁されないような形で要望はしていきたいと考えております。

企業団としては、現状、要するに料金の引き下げを強く要望していくことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。あと量水器に関しましては業務課長のほうからご説明いたします。

佐藤隆治 議長

山口好正業務課長。

< 山口好正業務課長 登壇 >

山口好正 業務課長

量水器の取り替え等についてお答えを申し上げます。

8年という取り替え年数は計量法で決まっていますので、今後もこれは継続してやっていきたいと思っております。あと、現時点では、システムのほうから、交換のお宅は抽出はされておりますので、これは全部取り替えとして発注をすることになると思います。メーターに関しましては、県内1社、県外7社でございます。以上です。

佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

11番(関戸 勇 議員)

関戸です。3回目になります。

収益という点では、今お答えいただきましたけれども、本当に、1都5県で水道を使うという予定のハツ場ダム、1都5県どこでも水が余っていると、今でも人口が増えている東京でさえも水の需要量は横ばいという点から見ても、やはり水道の水としての使用目的というのが本当に要らないと、一般質問のところでも、ほかの議員からもありますので、私としては、本当に契約水量を引き下げるということをやはり絞って、しっかり求めるべきだというふうに思っています。

さて、量水器です。8年で交換するという事です。それで、量水器はご存じのように、本体と真ん中があります。メーターの部分です。本体は鋳物の部分です。それで、ここには全部刻印がありまして、交換した際にそこを削って、また新たなナンバーを打って違うところで使う、さらにまた交換して3度目を削って使うというふうにしているというふうに思っています。そういう意味では、8年一度も使わなくても交換をするというのは今のシステムです。その場合、外側は特に金属疲労というのはほとんど考えられませんから、全く削る必要もない、私はそのまま使えるというふうに思っています。そういう意味では、8年の交換のその水道法、法律によってつくられているのですが、やはり全く10年間使っていない、それが1台や2台ではないという状況について、しっかり見定めていただいて、データ上からも出ますから、どこにつけたのかというのはわかるのですから、そういう点では、やはりそこを見て、例えば、外側本体だけについていけば、そのまま使えるというふうに私は思います。そういう点では、もう少し細かい対応をしていただいて、この量水器にかかわる費用について見直しをして縮減するということをぜひ取り組んでいただきたいと、そういう目でぜひしっかり見ていただきたい。

私の住んでおるところだけでも、10年で100件以上全く使われていない量水器があると思います。そういう点では、ぜひ、そこについての検討をお願いをしたいと思います。そこだけ最後に質問したいと思います。お答えいただきたいと思います。

佐藤隆治 議長

答弁を求めます。山口好正業務課長。

< 山口好正業務課長 登壇 >

山口好正 業務課長

関戸議員のご質問にお答えをいたします。

企業団では、メーターのほうに、購入年度ごとの番号で管理をしておりますので、メーターの改造をするときに、番号を打つたびに研磨をいたします。その研磨が2回までということで現在やっているわけなのですが、削ればやはり薄くなり、耐久性、あとは正確な使用料の算出のため、メーカーのほうでも、これは2回が限度ですよという回答がありますので、2回で現在っております。以上でございます。

佐藤隆治 議長

これで関戸 勇議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

9番（伊藤悦子 議員）

通告に従いまして、2議案について質疑を行います。

初めに、議案第3号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。

この条例改正は、4月から消費税が5%から8%に増税するために行われるものです。そこでお伺いいたします。一つ目に、消費税が3%増税になり8%になるわけですがけれども、市民生活への影響をどのように受け止めているのか、お伺いをいたします。

二つ目に、水道料金への影響はどのようになるのでしょうか。また、水道料金以外へのこの消費税8%の影響はどうでしょうか。

次に、議案第5号 平成26年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてです。

順不同になって申しわけないですが、まず、25ページ、水道事業費用、受水費についてです。今県に払う受水費については、関戸議員のほうからも質問がありましたけれども、改めて具体的にお聞きをいたします。

この受水費は、営業費用の51.9%を占めています。収益安定のためには、高い受水費の引き下げは必要なわけなのですが、今後、県との引き下げのための取り組みは具体的にどうなるのでしょうか。また、この受水費の動向はどんなふうになっていくのか、お伺いをいたします。

次に、26ページ、動力費です。1億2,379万2,000円となっておりますが、昨年より約2,500万円の増となっております。その理由についてお伺いいたします。

次、27ページ、委託料の水道料金調定等電算事務委託料2,439万8,000円は、昨年より約1,500万円減です。その理由についてお伺いいたします。同じ委託料の口座データ集計委

託料290万6,000円の具体的な内容についてです。お知らせください。

26ページに戻ります。委託料の積算システム変更216万円の具体的な内容はどのようなのでしょうか。

次、32ページ、その他の特別損失、制度改正初年度におけます貸倒引当金3,638万9,000円、制度改正初年度におけます賞与の引当金、賞与分2,805万3,000円、法定複利分575万円の算出根拠とその意義についてお伺いいたします。

戻りまして、申しわけないのですが、24ページ、その他の特別利益、修繕引当金の戻し入れ4,500万円、退職給付引当金戻し入れ4,500万円についてです。それぞれの戻し入れの理由は何でしょうか、修繕引当金は、一度に修理費がかさむということが大変ということで計上されてきたものですが、今後どのような考えがあるのか、お伺いをいたします。

佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

宮本栄三 事務所長

伊藤議員の質問にお答えいたします。

消費税増税は、水道利用者、企業団の経営どちらにとりましても厳しい政策であると認識はしております。消費税増税による市民生活への影響についてであります。いろいろな機関での消費予報調査でもありますように、消費全体に与える影響はかなりあると思われれます。

次に、水道料金等への影響についてであります。特に、光熱費など生活に必要なものでも、必要最低限の負担に抑えることで支出を減らそうとすることも予想され、消費活動が減退します。停滞すれば、自然と1人当たりの水の使用料も減るのではないかと推測され、給水収益に与える影響も少なからず出てくるのではないかと考えられます。

また、増税による企業団の営業収益に与える影響ですが、給水加入金等は、引き続き内税方式をとっていることから、平成26年度の予算額3億6,152万円のうち、売り上げにかかる消費税額は3%の増税により、企業団が900万円を負担することになります。これは従来の5%であれば収益となることから実質的に給水加入金の値下げとなります。

次に、水道料金に転嫁しないことについてであります。実質的な料金の値下げととらえられますので、今後の大きな課題となってくる老朽化していくインフラ整備にかかる資金の捻出を勘案いたしますと現状は難しいと思われれます。このような理由から、現時点では、当企業団としましては、法令を遵守し、転嫁したいと考えております。

次に、受水費の引き下げについてであります。茨城県企業局に支払う受水費は、費用に占める割合が最も高く、給水原価が供給単価を上回っており、この受水費の引き下げが経営改善における最大の課題であると認識しております。

これまでも、毎年、企業団単独で茨城県企業局に対し、料金値下げの要望書を提出して

まいりました。また、平成22年度から当企業団が発起人となり県南広域受水団体連名での要望書の提出も行っているところがございます。しかし、いまだ料金値下げにつながっておらず、今後も、引き続き粘り強く料金値下げの要望をしまいにたいと考えております。

次に、動力費の増の理由についてご説明いたします。

東京電力の料金内訳は、基本料金、夏季料金、他季料金、夜間使用料金、燃料費調整額、再エネ発電賦課金等に分かれております。燃料費調整額は変動性の料金のため、火力燃料の高騰を想定しました。また、消費税の増税分や受水量を前年度より約10万立方メートルを多く計上したため、動力費が前年度より多くなった次第であります。

次に、水道料金調定等電算事務委託料の減について申し上げます。

現システムは、平成21年4月1日、上下水道料金徴収開始時点で構築されたもので、その後、利根町水道事業統合などがございました。現契約先茨城計算センターは、平成25年度までの契約となることから、平成24年11月5日より、ITコーディネーターを交え新システム構築に向けて打ち合わせを実施する中で、3社よりシステムに対する提案、見積もりを提出していただきました。

提出されたものについて、ITコーディネーター、企業団職員にて精査をした結果、現契約者、茨城計算センターより提出されたものが、現在のシステムに比べ使い勝手がよくなっていること、パソコン、検針用ハンディーターミナル、プリンタなどの更新も含まれたもので、現契約よりも安価な単価での提案であり、新システム移行に関しても安全性を重視し、決定いたしました。

次に、口座データ集計委託料でございますが、現在は、口座振替のためのデータを職員が作成し、常陽銀行、ゆうちょ銀行、企業団給水区域内に本支店のある金融機関へ職員により持ち込んでいます。現在のやり方は、データの紛失等も考えられ、個人データを扱う事業体としてより安全なやり方がないか考えていたところに、常陽銀行より集計システムの提案があり、ITコーディネーターと協議し、今までのようにデータの持ち出しをしないための安全性、振替結果が早くなることから、利用者からの問い合わせにも早い対応ができるようになることから契約をいたしました。

次に、積算システム変更の具体的内容についてであります。現在使用している積算システムは、平成19年度に導入したもので、設計図面の作成を行うものであります。今回の積算システム変更は、設計図面作成と同時に設計書の作成を行うことができるようになりますので、事務の簡素化になると考えております。

次に、その他、特別損失の貸倒引当金についてであります。現行会計制度では、調定の発生より5年目で未収金を欠損処理する際に特別損失に計上しております。未収金イコール収益ととらえられがちではありますが、毎年度750万円前後の欠損金が出ているのが実情であります。

新会計制度では、未収金の評価を行い、回収することが困難と見込まれる額、すなわち

将来欠損するであろうと考える額を貸倒引当金として計上し、未収金から差し引くという考え方です。より正確な期間損益計算を行うことと、財政状態の適正な把握を行うことができるものです。その算出根拠といたしましては、未収金残高と欠損の実績値をデータとして、過去3年の平均実績率を求め、調定の発生年度ごとに5年分の貸し倒れ見積高を算定したものであります。

移行初年度のみ、その他特別損失で3,638万9,000円の計上となっておりますが、2年目からは、毎年、新たに実績率を再計算し、不足額を繰り入れる差額補充法で計算してまいります。

次に、ページ24のその他特別利益について、内訳として二つありますが、退職給付引当金と修繕引当金からそれぞれ戻し入れする根拠は何かとのご質問ですが、一つ目の退職給付引当金は、平成26年度からの新会計制度で義務づけが決まったわけですが、当企業団ではそれを見越して、平成22年度において、他の事業体に先立ち全職員分の引き当てを行い、平成22年度決算で2億5,653万4,000円の引当金計上をいたしました。それ以降、数名退職者が出ておりますが、引当金を取り崩しながら経過して、平成25年度予定貸借対照表では、2億1,152万円となる見込みです。

平成22年度当時は、まだ制度改正による退職給付引当金の具体的な算出基準が示されておりましたが、今回の新会計制度への移行に当たり、引当金の算出基準が示されました。その算出基準で再計算すると過大な計上額となっているもので、その過大な額4,473万円を戻し入れするというものです。なお、勘定科目についても、退職手当引当金から退職給付引当金に名称変更されております。

二つ目の修繕引当金ですが、この引き当ても平成21年度から行っています。初年度500万円を計上し、その後、各年度1,000万円ずつ引き当てを行っており、平成25年度期末で4,500万円となる予定です。

これをどうして、特別利益に戻すのかという理由は、やはり今回の新会計制度との関係がございませぬ。固定負債に計上されていた修繕引当金は、特別修繕引当金に名称変更され、その中身についても大きく変わります。今まで修繕引当金は、損益収支において修繕費の予算額の未執行額を年度期末に修繕費として予算執行するとともに、その相当額を引き当て計上してまいりました。新会計制度では、この計上方式が認められなくなります。引き当ての目的も、災害緊急時の使用を目的としてきましたが、今後は、法令で定められた年数での大規模改修工事のみが該当となります。

水道事業は、法令上の義務づけが現時点で該当がないことから、固定負債の特別修繕引当金には計上できないものです。言い換えれば目途の決まっていない引き当てはできないということになります。よって、特別利益に一旦戻し入れ、利益剰余金とした上で、任意積立金として特別修繕積立金を設け、同額の4,500万円を積み立てる案を考えております。当然、利益剰余金の処分については、処分案を上程し、議会の議決を得るものでございませぬ。

す。以上であります。

佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

9番（伊藤悦子 議員）

まず、議案第3号なのですけれども、消費税の転嫁分についての具体的な金額、水道料金への、それが抜けていましたのでお願いします。そのとき、今後の大きな支出の捻出があるということで、消費税増税分がそのまま課税するということになるのですけれども、あえて先ほど消費税増税が消費を減退させるというお話もありました。それで市民生活も大変になるというお話もありましたが、改めて、何とか工夫はされたのかどうか、その増税分を値下げするような方向で工夫がされなかったかどうかを改めてお伺いします。

次、議案第5号についてです。32ページの特別損失の賞与分についての金額の算出根拠はありませんでしたので、それについてお伺いをいたします。以上です。

佐藤隆治 議長

答弁を求めます。糸賀重信経営企画課長。

< 糸賀重信経営企画課長 登壇 >

糸賀重信 経営企画課長

それでは、伊藤議員の質問にお答えいたします。

水道料金の具体的な料金は、一般家庭の一月の家庭料金平均を20立方、今使用されております。その20立方をご説明いたします。増税により3%で基本料金部分が42円、超過料金の部分が63円の増になり、合計で105円の負担増となります。以上です。

佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

9番（伊藤悦子 議員）

答弁が一つもれています。抜けていない。答弁もれは、要するに、32ページの賞与分の引当金の算出根拠。

佐藤隆治 議長

亀田誠男会計課長。

< 亀田誠男会計課長 登壇 >

亀田誠男 会計課長

それでは、賞与引当金、これの積み上げの算出の根拠ということでございますが、当然新たな引き当てなのですが、移行初年度におきましては、今までの勘定科目にはありませんので、特別損失で当然初年度だけは必要となります。それで、26年度の6月分に1回目の賞与が支給されるわけですけれども、その中身というのは、25年度分と、またいだ月が

あるわけなのです。賞与計算 2 回目は12月ですので、12月 1 日基準で一旦賞与というのは支給されています。12月 2 日、翌日から次の 6 月 1 日までが半期分、6 ヶ月分ということになります。年度のまたぎはその部分なのです。1 2 月、1 月、2 月、3 月の 4 ヶ月分、6 分の 4 ヶ月分がいわゆる前年度分の負担計上となるものなので、それは初年度は、当然引き当てると、特損で出しているという根拠であります。6 分の 4 ヶ月分ということでご理解をいただきたいと思います。以上であります。

佐藤隆治 議長

これで、伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。5 番、鈴木かずみ議員。

< 5 番、鈴木かずみ議員 登壇 >

5 番（鈴木かずみ 議員）

皆さんこんにちは。日本共産党の鈴木かずみです。

議案第 4 号と議案第 5 号について質疑を行います。

議案第 4 号につきましては、平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）のうち第 4 条の部分です。債務負担行為の量水器検針事務業務委託の部分について質問いたします。

一つには、年間3,400万円の予算が組まれての委託事業となっておりますが、委託先について、業務委託の現状について、また、契約年数、業務内容等について伺います。

2 点目としましては、業者以外の個人委託の現況と傾向について伺います。現在何人ぐらいの方が直接企業団と契約をしているのか、減少傾向にあると聞いておりますけれども、現状はどのようになっているのか伺います。

次に、議案第 5 号 平成26年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてです。

1 点目は、地方公営企業会計制度の見直しに当たって、平成26年度予算決算から実質上、新会計基準へ移行することとなりましたが、これまでの会計との相違点、課題など、基本的なところでどのようにとらえ、予算編成に当たってこられたのか伺います。

いろいろ調べてみましたが、総務省が、平成24年度 1 月に発行しております地方公営企業会計制度の見直しについてを御見みますと、そもそも民主党の政権時代に行われた第 1 次一括法による地方公営企業の一部改正によるもので、平成24年の 4 月からの施行、主に資本制度の見直しが着眼点となっているようです。

中でも、私、注目しましたのは、地方公営企業会計制度等の見直しの背景の中にある、地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大が掲げられていることです。地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要があるという点です。つまり、言葉をかえていえば、会計は企業会計に合わせなさい、法的責任は放棄しますよと、自己責任でおやりなさいということと認識をいたしております。

もともと県南水道企業団は、水道を通して公共の福祉に寄与する団体であり、営利を目

的とする事業でないことを考えますと憤りさえ感じます。この制度改正によって、行く行く事業が立ち行かなくなったとしても、国は面倒を見ませんよとっているのと同じではありませんか。

既に、管の布設替え等に補助金も出ていないとのことで、事態は深刻だと考えます。また、県南水道のように、みなし償却を行っていなかった場合については、資本剰余金から利益剰余金に振り替えるということになり、これが非常にわかりにくくなっているように感じます。そこで、担当者の皆さんは非常にご苦労されたと聞いておりますけれども、この制度改正に当たって、基本的なところでどのようにとらえ、今予算編成に当たってこられたのか伺います。

次に、2点目としまして、純利益については、新会計によってどのような傾向が見ているのかという点です。

まず、先ほど来お話がありますけれども、コンサルの公認会計士が企業長に宛てた文書を私どももいただきましたけれども、新公営企業会計基準適用について、1として、借入資本金が負債に計上される。2として、償却資産取得のための補助金等が長期前受け金を経由して収益化し、利益剰余金となるとあります。

注意点として書かれていることは、旧会計基準に従った場合に比べて、当年度純利益は、長期前受け金戻し入れ分、(平成26年度予算)においては約4億円増加し、利益剰余金は長期前受け金収益化累積分、平成26年度予定貸借対照表においては約96億円増加します。今後の更新投資への備えを判断する際には、これらの増加分が旧会計基準においては資本剰余金として維持されてきたものであることに留意し、数字の意味を間違えないことが必要ですとあります。

全協でいただきました参考資料ナンバー2の制度改正後の損益計算書において、長期前受け金戻し入れは4億2,431万9,000円です。当年度純利益は4億112万9,000円であり、旧制度ならマイナス約2,000万円となるところ、新会計では約4億円の純利益となってしまうわけです。それが、制度改正後の貸借対照表では、累計で約96億円になるということで、この数字を見間違えないようにというコメントですけれども、どうもよくわかりません。数字として出てきているものを見間違えるなどといわれる根拠について、先ほど企業長の説明では、毎年約4億円というのは、これは架空の利益であって、旧会計ではマイナス2,300万円というふうなことがありましたけれども、ぜひわかりやすい説明をお願いいたします。以上です。

佐藤隆治 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

宮本栄三 事務所長

鈴木議員の質問にお答えいたします。

補正予算第4条債務負担行為量水器検針事務委託についてですが、平成24年度から平成26年度までの3年間をテスコ株式会社との契約で、業務内容としましては、1件当たりの単価契約により毎月の検針件数分を支払います。

個人の委託者は、平成26年2月の時点で30名と契約しています。今後は、個人の委託者も大分高齢者が増えてきていることもあり、毎年数名の方からやめたいとの希望があります。現在、企業団としては、新たに個人との委託契約は結ばず、テスコ株式会社に追加依頼していますので、当初より委託件数が増えたことにより支払い予定額が増えますので補正するものでございます。

次に、議案第5号、平成26年度予算について、新会計基準の移行に当たって今までとの相違点、また、課題をどうとらえ予算編成に当たったのかというご質問ですが、ご承知のように、昭和41年以来、47年ぶりに全面的な改正が行われ、新地方公営企業会計に移行しますが、新会計基準では、改正によって変わる代表的な三つの柱があります。

一つ目が、借入資本金制度の廃止、二つ目にみなし償却制度の廃止がありますが、冒頭の提案理由説明の中で企業長が申し上げましたとおり、みなし償却制度廃止に伴って、今まで、みなし償却をしていなかった償却資産の総額約187億2,000万円のうち、過年度分の減価償却費91億8,600万円が当年度に一括収入とされ、なおかつ毎年度4億円を超える収入があるものです。当年度においては、長期前受け金戻し入れ4億2,431万9,000円が現金を伴わない名目上の利益として損益収支に発生します。これによる今後の経営判断を誤らないことが最も重要であると認識しなければなりません。

三つ目として、退職給付引当金の引き当て義務付けがあります。引当金は、これ以外に貸倒引当金、賞与引当金が含まれます。

以上、代表的な三つを申し上げましたが、旧制度にあったものが廃止され、新たな引当金の計上があることから、予算編成においては、大きな変化、影響があります。平成26年度予算書はこれらを全て反映させたものになっています。

また、予算書作成に当たっては、支援業務を委託しました公認会計士に相談、アドバイスを受けながら1年半をかけて進めてまいりました。新会計制度移行の前段として、固定資産については特に時間をかけ、全資産の洗い出しを行い、補助金、負担金、受贈といった資本剰余金となっているものを徹底的に整理しております。

また、現在、使っている会計システムについても新会計システムへ移行しなければならない課題もございました。平成25年度決算までは、旧会計制度での会計処理が必要であるとともに、平成26年度予算から新会計制度で行うことから、会計システム上、旧システムと新システムの二つを必要とするもので、これについては、二つを同時に稼働させることで対処する予定です。

次に、純利益については、新会計によってどのような傾向が出るのかというご質問ですが、議案第5号の平成26年度予算書にあっては、前年度と比較しても勘定科目の名称変更、

新たな科目が設定されたことで戸惑いもあったかと思えます。新会計制度の初年度ということで、議案書配付の際、参考資料を付して、全員協議会においてご説明申し上げてまいりました。

平成26年度は、当年度純利益4億112万9,000円の見込みになっていますが、この要因が何度も申し上げているみなし償却制度の廃止でございます。当企業団は、もともと償却資産に対して、みなし償却を適用しておらず、償却資産は全て減価償却してまいりました。今まで任意制度であったため、水道事業体によってまちまちでしたが、新会計制度では廃止され、一律となるものです。

これまで、補助金や受贈等については、償却資産取得の財源であるとし、資本剰余金に計上してきましたが、新会計制度では収益として計上することになります。もらったものは利益であるという考え方に変わるものです。ここが公認会計士から意見が出された経営判断を間違えないよう大きな注意が必要とされている重要な部分です。

新会計移行時の平成26年度期首の段階で、補助金や受贈等で取得した償却資産の総額が187億2,183万3,000円となる見込みです。これが繰り延べ収益の長期前受け金となり、当年度収益として過年度分の減価償却費91億8,600円が一括収入となります。その他、当年度分の減価償却費相当額4億2,431万9,000円が名目上だけの収益となり損益収支に戻し入れられます。

平成26年度以降も、毎年度同額程度の収益化が続くことになります。損益収支の上では、利益として計上されますが、現金を伴う利益ではなく、あくまで会計基準の変更による計算上のものであり、実態としての業績が改善することではありません。今後の経営判断は、長期前受け金戻し入れがないものとして判断すべきと認識しております。以上であります。

佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

< 5番、鈴木かずみ議員 登壇 >

5番（鈴木かずみ 議員）

議案第4号についてですけれども、委託業者の契約については、現在、テスコ、1社ということですが、これまで、長期にわたる随意契約とかの期間とかあったのかどうか、また、今回は入札での契約ということに変更になったということに聞いておりますけれども、それはいつごろからなったのかということについて伺います。

また、1件当たりの単価について再度伺います。

それから、第5号について、大変これはご苦労されたようですけれども、会計上は、毎年4億円の純利益が出るということになるけれども、それは違うんだということなのですが、制度改正の趣旨でもある透明性の向上という点から見ても、さっぱり答弁は見えないわけです。数字と実際の会計が違うということの会計というのは一体どういうことなのでしょうか。

単純に住民目線から見れば、そんなに純利益が毎年4億円も出ならば、高い水道料金の値下がりが可能になって住民に還元できないかと単純に考えられてしまうということも出てくるのではないのでしょうか、その点についてどのように説明されるのか、伺います。

佐藤隆治 議長

山口好正業務課長。

<山口好正業務課長 登壇>

山口好正 業務課長

鈴木議員の検針委託に関しまして、お答えをいたします。

現契約テスコ株式会社は、平成24年度から3年間として入札を実施いたしまして決定されております。以前におきましては、第一環境株式会社というところと単年度契約、これは1件当たりの見積もりで契約をいたしておりました。以上でございます。

佐藤隆治 議長

答弁を求めます。亀田誠男会計課長。

<亀田誠男会計課長 登壇>

亀田誠男 会計課長

鈴木議員にお答えいたします。

先の所長答弁で、他からもらった資産という言い方で答弁がありました。今まで資本剰余金にあった補助金、受贈等で取得したほとんどのものが、実際配水管それと配水場の建物、また建物の中にあるポンプ電気計装設備といった機械設備、これらが大部分であります。これらは、貸借対照表上の左側、固定資産の構築物、機械及び装置に計上されております。もらった資産であっても年々資産価値は減少します。それが減価償却費ということになります。最終的には、耐用年数が過ぎて使えなくなります。造り替え、更新が当然必要になってきます。そのときに、受贈で得たものですから、また、同じ方に補助金いただけるのかということはありませんと考えております。そのためにも、自己財源を確保していかなければならないと考えております。

実際、現在、建設改良積立金にはほとんど積み立てができていない状態であります。新会計基準では、受贈でもらった償却資産は、長期前受け、負債にまず計上されます。減価償却が進むと、その同額分の長期前受け金、この場合、収益化累計額が毎年進んでいくわけですが、当然、累計が進む分、負債を減らしていくという考え方で、その同額分が3条の損益計算の中で収益にするという仕組みに、総務省が今回つくったわけですが、つまりは、もらった資産で減価償却費分の収益も上げているだろうという理論かと思うのですが、最終的に、費用と収益がプラス・マイナス・ゼロだという、そういう考え方を打ち出したのだと思います。

これは当然もらった資産であっても、維持管理、修繕費、実際に収益を上げるのには受水費で買った水を送ったり、電気動力費、人件費をかけて費用が随分かけて収益を上げて

いるという実態でございます。そういう意味では、旧制度の減価償却費で出していないと、それ利益だろうという考え方大変違うのじゃないかというのが私らも今回携わって率直に感じております。当然、減価償却費以上の収益を出していかなければ、次世代というのですか、つなぐ資産、施設の更新、これを財源確保できてきませんので、そこで終わってしまうという考え方です。以上でございます。

佐藤隆治 議長

先ほどの追加答弁をいたします。山口好正業務課長。

< 山口好正業務課長 登壇 >

山口好正 業務課長

検針委託料でございますが、法人テスコ株式会社には、1件当たり70円35銭支払いしています。個人契約は1件当たり62円でございます。

佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。これで鈴木かずみ議員の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時30分といたします。

休 憩 午後3時18分

再 開 午後3時30分

佐藤隆治 議長

会議を再開します。

これで議案第3号から議案第5号の質疑が全部終わりました。

討論

佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

9番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。

議案第3号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第5号 平成26年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について、2議案について反対討論を行います。この2議案は、関連していますので一括して行います。

平成26年度予算は、地方公営企業会計制度の見直しのもとで行われています。給水戸数

は10万300戸、年間総給水量は2,665万トン、1日平均給水量は7万3,014トンです。主要な建設改良事業の工事費は8億7,480万円、水道事業収益の総額は61億615万4,000円を予定しています。営業費用は53億8,060万9,000円で、そのうち県企業局に支払う浄水費は27億9,516万6,000円を予定し、営業費用の51.9%を占めています。平成26年度は4億112万9,000円の純利益の見込みとなっていますけれども、これは新会計制度のもとのために、帳簿上の純利益だということもいわれたところです。

この新会計制度は、地域主権改革の推進のもとに、地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大が掲げられ、地方公営企業にも求められたものです。また、総務省において、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計の基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等が提言され、進められてきました。これは法的責任からの撤退といえるのではないのでしょうか。多額な費用がかかる水道事業が独立採算制で運営できるのでしょうか。疑問に思うところです。必要経費は、しっかり国に求めるべきだと考えるところです。

また、予算案には、水道料金に消費税が転嫁されています。既に高い水道料金を引き下げてほしいというのが市民の願いです。アベノミクスで、景気は回復したと報道されていますが、大多数の市民からは、自分のところには回ってきていないと答えている実態があります。

日本共産党は、景気回復を妨げ、市民生活を圧迫する消費税増税に反対をしています。現在、給料は上がり、実質所得が減っている中での消費税増税に加え、さらに、公共料金である水道料金の値上げは市民生活に大きな影響を与えます。水道料金の増税分の値上げは認めることはできません。

以上の理由で、議案第3号、第5号の反対討論といたします。

佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

< 発言する者なし >

佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決

佐藤隆治 議長

これから議案第3号から議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

< 賛 成 者 起 立 >

佐藤隆治 議長

起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

議案第4号 平成25年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

佐藤隆治 議長

起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

議案第5号 平成26年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

佐藤隆治 議長

起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後3時40分といたします。

休 憩 午後3時37分

再 開 午後3時40分

小松崎 伸 副議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ご報告いたします。ただいま議長の佐藤隆治議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件については、この際、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

小松崎 伸 副議長

ご異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議長辞職の件

小松崎 伸 副議長

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番、佐藤隆治議員の退場を求めます。

<13番、佐藤隆治議員 退場>

小松崎 伸 副議長

職員に辞職願を朗読させます。

宮本栄三事務所長。

< 宮本栄三 事務所長 登壇 >

宮本栄三 事務所長

では、読み上げます。

< 辞職願朗読 >

小松崎 伸 副議長

お諮りいたします。

佐藤隆治議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

小松崎 伸 副議長

ご異議なしと認めます。よって、佐藤隆治議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

佐藤隆治議員の入場を許します。

< 13番、佐藤隆治議員 入場 >

小松崎 伸 副議長

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

小松崎 伸 副議長

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第2 選挙第2号

小松崎 伸 副議長

追加日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

小松崎 伸 副議長

ただいまの出席議員数は13名であります。

お諮りいたします。

開票の立会人は2名とし、副議長から指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

小松崎 伸 副議長

ご異議なしと認めます。したがって、立会人に3番 沼田和利議員、5番 鈴木かずみ議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

小松崎 伸 副議長

投票用紙の配付もれはありませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

小松崎 伸 副議長

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

< 投票箱点検 >

小松崎 伸 副議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いします。

それでは、点呼をいたします。

雑賀勇 議会事務局係長

< 各議員、点呼に応じて投票 >

小松崎 伸 副議長

投票もれはありませんか。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

小松崎 伸 副議長

投票もれなしと認めます。

開票を行います。

3番 沼田和利議員、5番 鈴木かずみ議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

< 立会人の立ち会いのもと開票 >

小松崎 伸 副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中、

椎塚俊裕議員 10票

関戸 勇議員 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、椎塚俊裕議員が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

<事務局員、議場閉鎖を解く>

小松崎 伸 副議長

ただいま議長に当選されました椎塚俊裕議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から告知いたします。

椎塚俊裕議員、当選承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

<椎塚俊裕議長 登壇>

椎塚俊裕 議長

龍ヶ崎市の椎塚俊裕でございます。ただいまは、議長職へご推挙いただきまして、まことにありがとうございます。佐藤議長の後を引き継ぎまして、県南水道の繁栄発展の一助になるように努めてまいります。皆様のご指導ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。（拍手）

小松崎 伸 副議長

議長が決定をいたしましたので、副議長の職務はこれをもって終了させていただきます。皆様方のご協力を心から感謝申し上げます。

それでは、椎塚俊裕議長、議長席にお着き願います。

<小松崎 伸副議長 退席、椎塚俊裕議長 着席>

日程第7 一般質問

椎塚俊裕 議長

日程第7、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

11番（関戸 勇 議員）

11番、日本共産党の関戸でございます。一般質問を通告に基づいて行います。

県南水道企業団として、何よりも水道事業者として、安心安全でおいしい安価な水の提供が求められていると思います。26年度の基本姿勢も同じだというふうに思いますが、改めてこの点お聞きしておきたいと思います。

2番目ですが、一昨年、平成24年の第2回のこの会議で、また、昨年の平成25年第1回の議会でも、私は、2011年3月の福島第一原発の事故による放射能の被害について、特に、

水という、水道ということで、飲料にしているわけですから、もちろん飲むだけではありません、いろいろなものに使われるわけですが、そういう意味では、非常に重要な問題だというふうにとらえてきました。

そこで、私の近所の若いお母さんたち、特に子供さんを育てているお母さんからは、あの事故以後、飲料水として県南水道は使っていないんだと多く聞きます。こうした実態について、どのくらい把握していらっしゃるのか、わかれば教えていただきたい、また把握する必要があるのじゃないかというふうに思っているところでございます。

3番目に、当時から大変県南地域は放射能の被害が大きい、茨城の中でも一番高い放射線量が測定されるということであったのは皆さんご存じのとおりだと思います。現在、水道水に含まれる放射性セシウムの数値は1リットル当たりどのくらいになっているのか、基準との関係でお示しいただきたいと思います。

四つ目に、水道水に含まれる放射性ヨウ素の現在の安全基準についてどうなっているか、お知らせいただきたいと思います。

今日、皆さんのところにお配りしております資料1枚だけですが、ごらんいただきたいと思います。この資料は昨年もお出ししていますので、一昨年も出していますので、また同じ資料かとお思いになる方もいらっしゃるかもしれませんが、実は昨年も、一昨年も、放射性ヨウ素131について大変危惧しているという点からお話をさせていただきました。

福島県県民健康管理調査検討委員会第14回の調査結果、2月7日に公表されておりますけれども、この下のほうに書いてありますが、甲状腺がん33人、疑いがあり41人、74人が甲状腺がん、また疑いがあるという数字が出されております。昨年の6月の段階では、合わせて27人でしたから、8カ月で3倍、がん、もしくは疑いが出てきているということになります。

ご存じの方も多いと思いますが、この甲状腺がん、甲状腺異常、特に放射能の中では、放射性ヨウ素131がこの甲状腺に集積するという点では、これはもう医学的にも、科学的にもいわれているとおりだというふうに思います。

そういう意味で、私は、安心安全な水を提供するこの県南水道企業団として、改めて2011年3月15日から23日まで、どの程度の放射性ヨウ素131が含まれていたかということについて、水を売る、このビジョンによれば、お客様にしっかりお伝えする責任があるというふうに思います。

この点では、県当局が本来把握すると、このグラフにありますように、千葉でも、埼玉でも、東京でも、文字どおり危機管理に立って、早い時点から放射性ヨウ素131を押さえられています。茨城についても押さえられているものだというふうに私は思っています。こういう点で、この空白をしっかりと埋めるよう県に求めるべきだというふうに思います。

さらに、先ほど言いましたように、県南水道としても、そうした数字を水道の使用者にお知らせしておく必要があるというふうに思うのであります。

この点では、例えば、生後1カ月の赤ちゃんでしたら、お母さんが母乳でなくてミルクの場合、水道の水を沸かして、お湯にしてミルクにして飲ませるといったことが多いと思います。まさに水しか飲まない、ミルクと水ということですから、どのくらい飲んでいるかということが意外と計算上わかりやすい、データを出していただければというふうに思います。そういう点では、やはり県南水道としても、一定程度の概算のそうした水道水の摂取にかかわるデータを明らかにするべきではないかなというふうに思うのであります。

もちろん、先ほど言いました甲状腺がん、甲状腺がんの疑いがある、この大きな人数について、検討調査委員会は、新聞記者の質問に対して、因果関係はわかりませんというふうに答えています。現在のところはそういう答えになっている。しかし、先ほどから申しましたように、水道に含まれているというのは大変大きな影響があると私は思っていますので、そういう以上の点について第1回の質問をしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

<宮本栄三事務所長 登壇>

宮本栄三 事務所長

関戸議員の質問にお答えいたします。

水道事業者として、平成26年度の基本的な姿勢とのことですが、放射性物質の検査、定例の水質検査、末端地域での残留塩素の確保等を継続し、企業局との連絡を密にして、安全第一で水道水を供給していきたいと考えております。

次に、水道水を飲料にしていない家庭があるとのことですが、放射性物質の検査、定例の水質検査結果から判断し、基準値を下回っており、安心して飲料するよう周知していきたいと考えております。

次に、水道水に含まれる放射性セシウムの現在の数値であります。ヨウ素及びセシウムとも不検出となっております。

次に、水道水に含まれる放射性ヨウ素の安全基準は、とのことですが、半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素については基準値が設定されていません。

次に、放射性ヨウ素131に関し、県当局に空白部分の計測結果を求めるべきとのことですが、茨城県からの回答はありません。

最後に、乳幼児や児童がどの程度の放射性ヨウ素を体内に取り込んだかとのことですが、水道水をどれだけ摂取したかは調査をしておりませんので、不明であります。以上になります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

11番(関戸 勇 議員)

2回目の質問をさせていただきます。日本共産党の関戸 勇です。

放射性セシウムの安全基準は、既に、皆さんもご存じのように、1リットル当たり、暫定基準から20分の1の、1リットル200ベクレルから10ベクレルに20分の1になりました。これは、やはり安全上の問題ということで、そういうふうな変化になっていると思います。

放射性ヨウ素の安全基準は、当時は大変高いものでありまして、乳幼児の場合は、1リットル当たり100ベクレル以下、大人の場合は300ベクレル以下だったというふうに思っています。しかし現在は、さらに相当厳しいものになっているというふうに私は認識をしています。そういう意味では、半減期が8日と短いので、現在、放射性ヨウ素は出ていません、検出されていません。これも私知っております。問題は、3月15日から23日まで水道を使っていた県南水道の利用者、使用者の皆さんが、どのくらいの放射性ヨウ素131を体内に取り込んでしまったかというのは、やはり県南水道として責任をもって出さなければいけないのではないかとこのように思うのであります。

その点で、私は、昨年12月の19日に、県とお話をした際に、県は、その数字を出しますというふうに答えています。そういう点からも、再度いつ県にこの数字について出すように言ったのか、回答をいついただいたのか、お答えいただければと思います。

二つ目に、茨城県では、東海第二原発との関係から、近隣の市町村には、ヨウ素剤が配られて、2011年3月のあの福島第一原発の際にも、ヨウ素剤が配付をされ、飲んだ地域もあります。放射性ヨウ素131が来る前に甲状腺をヨウ素でいっぱいしておくというのがこのヨウ素剤の持っている大きな意味であります。

県は、大量にヨウ素剤を確保していますし、東海の周りの行政では、ヨウ素剤が当然配られています。住民まで配ったところもあるし、配らなかつたところもありますけれども、私は、福島第一原発に再び震度7程度の地震が襲った場合に、ご存じのように、4号基の燃料棒が落ちた場合、本当に心配される事態が起きるとこのように思っています。

そういう点では、水道についてどうするのかということを含めた検討が県南水道でされているのか、あるいは、そういう意味では、関係自治体やそういうところとの協議がされているのか、改めてもう1点お聞きしておきたいと思っております。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。角田 裕配水課長。

<角田 裕配水課長 登壇>

角田 裕 配水課長

関戸議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどおっしゃられました3月15日から23日までのデータを公表しろというようなことでありますが、それと、県のほうに、いつ要求して、回答日はいつかというようなことでありますが、放射性ヨウ素、これは3月14日から15日にかけて大量に放出されたとい

うことが判明したわけでありますが、県のほうに、測定したのかどうかということを一応お伺いしたのですが、測定していないので数値は出ないというような回答を当時はありました。

ただ、これが、いつ要求していつもらったかというのは、手元に資料がございませんので日付はわからないのですが、これに伴いまして、当企業団としまして、大至急、放射能の検査を計画しておりましたけれども、検査機関がなかなか見つからなかったり、それから県のほうに要望しても、すぐやってもらえないということがありまして、当企業団が検査を実施したのは3月23日からであります。

それで、関戸議員からも何度か資料をいただいておりますが、空白の3日、これに関しては、県南水道としても、数値がないというのが実情であります。それで、3月23日から検査を実施しておりますので、3月23日に関してはデータがありますので、これは公表できる数字というか、公表できますので、3月23日に関しては数字があります。もし、ここで必要であれば数値……。このとき、3月23日から検査を始めたのですが、当時利根町が統合されていなかったのですが、4配水場これ全てを計画していたのですが、県のほうでもこれは全部はできないということで、23日は、若柴配水場、これだけを検査をしました。ヨウ素が62.2ベクレル、セシウムが2.83という検査結果があります。

それで、関戸議員の資料をよく見たのですが、これはほとんどが戸頭配水場のデータと一致しているので、県のほうのデータは資料がないものでこれはわからないのですが、23日だけのデータは一応うちのほうでも把握しておりますので、以上の結果であります。

それと、安全基準ということも、先ほどおっしゃっていましたが、安全基準といいますが、考え方というのはあると思うのですが、これは、日本生協連ですか、こちらで提示していると思うのですが、放射性ヨウ素群、これが一定の割合で存在していると仮定して、ヨウ素131を測定して、基準値以内であれば放射性ヨウ素群全部について担保できるということを提示しておりますので、我々県南水道の職員としましては、今後も測定を継続しまして監視していきたいというふうに考えております。以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

11番(関戸 勇 議員)

11番関戸でございます。県南水道の23日のデータ、64.2ベクレル、これは放射性ヨウ素131、若柴ということで、私が出しているデータは、県が出しているホームページ、千葉県、東京、埼玉、それぞれの水道企業が出しているホームページをまとめたものなのですが、そういう意味では、戸頭の配水場の数値がしっかりつかみたいというふうに思っているわけでありまして。それで、12月19日に県と話したときに、これを出しますというふうに答えているので、改めて求めていただきたいというふうに思っております。

それで、私が本当に心配しているのは、安心安全な水をしっかり提供すると、県南水道の使命から考えて、こういうふうに安全なんだよということを、あの原発のときもこうだよと、そういうことをしっかり利用者に伝えるということが大事だというふうに思っています。

それで万が一、後日、何年かたってかわかりませんが、例えば、皆さんもご存じのように水俣病とか、いろいろな公害に関する問題がありまして、この被害者を救うための長い年月と大変な苦勞がそこから生れるということにしてはいけないと私は思うのであります。

一昨年、浪江町にお伺いしました。浪江町では、全村民に被曝手帳を配って、継続的な検査をしっかりとやっています。何のためにやっているのですかというふうにお聞きしましたが、町として、将来、例えば、病気になったり何かあったときに、町として継続的に資料をしっかりと押さえていくことは、そういう意味では重要なんだというふうにおっしゃられました。私も大変感銘を受けたところであります。

そういう点では、改めて、この空白の部分をしっかり埋めるようお願いをしたいと思えます。ぜひ県に、公表するというふうに言っておりますので、うそではないと思えますので、改めて求めていただきたいというふうに思えます。

それから、最後に、ヨウ素剤の話もしましたが、再び起こる可能性がある、そういう意味では収束はしておりません。皆さんもそう思っていると思えます。そういう点では、やはり安全には、安全をしっかり保つと、担保する、大事だというふうに思えます。いざというときのために、関係自治体などとともにぜひ、特に、水との関係ではヨウ素剤、大変大事だというふうに思いますが、もちろん空気から入る、呼吸からも入りますが、水というのが大変大きいので、ぜひその点で検討を始めて、あるいは進めていただければと思えますが、お答えいただきたいと思えます。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。角田 裕配水課長。

<角田 裕配水課長 登壇>

角田 裕 配水課長

関戸議員のご質問にお答えします。

茨城県のほうへ、公表できるという確約をもらっているようですので、県南水道としても、県のほうに問い合わせをしまして、関戸議員が求めるようなデータを収集したいと思いますので、収集した後、関戸議員のほうに提示したいと思えます。

それと今後の問題なのですが、県南水道独自では、ちょっと動きがとれない部分がありますので、茨城県の保健福祉部のほうやら、構成しています自治体と連携をとりながら、今後いろいろと考えていきたいと思えます。以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。

これで関戸 勇議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

9番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして、二つの一般質問を行います。

初めに、水道料金の引き下げについてです。

家事用の基本料金の見直しについてです。

現在、基本料金の使用料は10トンが基本です。10トンを使っていなくても基本料金1,400円を払います。年金暮らしの方から、年金が下がる、消費税は上がる、物価も上がり生活が大変、これ以上どこを減らせばいいのか、せめて使っていない水道料金を引き下げてほしいと切実な訴えがありました。

そこでお伺いいたします。現在の水道利用者数と使用料が10トンに満たない利用者数をお知らせください。

次に、鉛管、石綿管の布設替えについてです。

昨年8月の議会に提出されました平成24年度の決算に対する審査意見書では、財政状況が前年を上回ったことで、状況を鑑みながら、当企業団の地域水道ビジョンを実現するために、遅れている老朽施設の更新、鉛管、石綿管の布設替え工事などの計画や修正を適宜行いながら計画の着実な推進を図ることが必要とあります。

今後、30年のうちに大規模地震が発生するとのそういった報道もあります。水道は、最も重要なライフラインです。鉛管、石綿管の布設替えの現在の状況と26年度の内容、また今後の計画についてお伺いをいたします。1回目の質問といたします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

< 宮本栄三事務所長 登壇 >

宮本栄三 事務所長

伊藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、基本料金に満たない利用者数についてであります。平成26年1月分の家庭用の利用者は9万6,577件で、そのうちゼロから5立方メートル以下の利用者は1万2,698件、6から10立方メートル以下の利用者は1万2,930件で、合わせて10立方メートル以下の利用者は、2万5,628件となり、全体の26.5%を占めております。

次に、鉛管と石綿セメント管布設替え工事の現状と今後の計画についてであります。鉛給水管については、平成24年度末現在で9,271件残っております。平成26年度としまして、件数が200件、工事費4,644万円で布設替えを予定しております。工事場所は、牛久市牛久町、利根町布川を計画しております。

次に、石綿セメント管についてであります。平成24年度末の残存距離は6万2,637メ

メートルであります。平成26年度の予定としまして距離が4,380メートル、金額は4億8,168万円であります。内訳としまして、取手市が2,540メートルで2億6,352万円、龍ヶ崎市が540メートルで7,992万円、牛久市が1,300メートルで1億3,824万円となっております。

今後の計画につきましては、財政が厳しい中、収支状況を見きわめながら、基本計画に基づき実施できるよう努力したいと考えております。以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

9番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問です。まず、水道料金基本料金、家事用の基本料金の引き下げについてです。

水道の使用料が10トン以下の方は、全体の約26%になるということで、使っていないのに水道料金を払っているということについて、非常に皆さん疑問と怒りも感じているところなのです。約10トン以下の約半分に当たる人たちは、5トンしか使っていないわけです。高齢者やひとり暮らしの方にとっては、本当に料金引き下げることが切実な問題となっているわけですが、暮らしを支えるために、この10トン以下の人たちに対する基本料金の見直しを求めますけれども、いかがでしょうか。

次に、鉛管、石綿管の布設替え工事です。計画でいきますと、鉛管が年間300件やるというようなことになっているのでしょうか、ビジョンでいくと、平成26年度は、今のお話ですと200件ということなわけです。やはりこれは今まで、24年度までは国庫補助が行われていましたけれども、やはりこういった国庫補助、非常に大事ではないかと思えます。今、水道会計非常に厳しいというお話がありましたけれども、そういうところを十分きちんと国に要求する、そして利用者に安全安心の水の供給は公営企業としての使命ですから、その点もどんなふうに行っていくのか、お伺いをいたします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一次長。

< 藤原勘一次長 登壇 >

藤原勘一 次長

伊藤議員の2回目のご質問にお答えいたします。

基本料金の引き下げについてであります。当企業団の営業収益の93.2%を給水収益が占めております。近年の給水収益は、住民の節水意識の向上と節水機具の普及や大口需要者の水道離れ等などにより、給水人口は若干伸びているにもかかわらず横ばい状態であり、財政的に非常に厳しい状況にあります。

そんな中、基本料金の引き下げを行った場合、仮に、基本水量5立方、基本料金700円に下げた場合、約1億5,000万円の減収になるわけでございます。この基本料金の引き下

げを行うには、減収になる財源はもちろん、迫り来る老朽施設の更新や耐震化、また、遅れている石綿セメント管の布設替えや鉛給水管の取り替え等早急にやらなければならないことがたくさんあり、その財源の確保も必要であります。そのためには、収益をふやし、費用を減らさなければなりません。

先ほども申し上げたとおり、近年の給水収益は横ばいでありますので、平成24年度決算では収納率は98.6%あるものの普及率が83.5%、有収率が87.4%とまだまだ低い状況であります。水道の安全安心をアピールし、普及率の向上を推進するとともに、漏水等の早期発見、早期修理に努め、有収率の向上を図ってまいりたいと考えております。

公営企業である水道事業経営は、独立採算制が基本であり、この基本料金は、受水費や減価償却費等に充てる重要な資本費の財源であります。基本料金は、水道事業運営に必要な財源を確保し、回収しなければならない基本的な収入であり、安心して安全な水を安定的に供給できる経営を続けていかなければならない責務がありますので、今後の事業計画や財政計画による経営状況を見きわめますと、現状では非常に難しいと考えます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

椎塚俊裕 議長

海老原敏夫管理課長。

<海老原敏夫管理課長 登壇>

海老原敏夫 管理課長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

水道ビジョンでは、年間300件以上の給水管を取り替えるということであっておりますが、26年度予算では、200件となってしまったことについてであります。26年度予算の状況が厳しいという状況でありまして、予算調整時に減額となりました。今後は、計画に沿って実施できるよう努力してまいりたいと思います。

この計画以外でも、漏水とか、あと配水管の布設替え工事等で100件以上布設替えが行われておるのが現状であります。それとあと、国庫補助については、鉛管はいただいております。以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

9番(伊藤悦子 議員)

済みません、国庫補助は石綿管ですね、それはたしか24年で廃止になったと思うのですが、やはりこういったところにもお金が相当かかるわけですから、ぜひ、これは国庫補助をもらって、工事をして、少しでも水道料金引き下げのほうに努力をしてもらいたいというふうに思っているところです。

なかなか経営状況が厳しいというところなのですが、私などは、利根町との水道

を合同ですることによって契約水量が減ったので、少しは市民のほうに回ってくるかなということも考えていたわけなのですけれども、とにかく今の高齢者やひとり暮らしの人たちにとっては、使っていない水道料金を払っている、しかも契約水量のところでも、使っていない分を受水費として払っているわけですから、せめて、こういったところの人々については、何とか引き下げの努力、その努力をしていただきたいことを強く要望いたしまして質問とさせていただきます。

椎塚俊裕 議長

小暮一郎工務課長。

<小暮一郎工務課長 登壇>

小暮一郎 工務課長

伊藤議員のご質問にお答えします。

石綿管の国庫補助の要望についてであります。国庫補助については、日本水道協会及び全国水道企業団協議会を通じて要望しているところであります。今後も、引き続き要望してまいりたいと考えております。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

5番（鈴木かずみ 議員）

ハッ場ダムと霞ヶ浦導水事業の推進方向による企業団及び利用者への影響について伺います。

1点目としまして、ダム事業の検証結果についてです。

ダム事業の検証については、民主党政権が、コンクリートから人へを掲げ、できるだけダムに頼らない治水への政策転換を進める考えのもとで、2010年の10月から始まっているものですが、茨城県の関係では、ハッ場ダムと霞ヶ浦導水事業の2事業が対象となっているわけです。

ハッ場ダムについては、2011年の12月、現計画推進の国交省方針が出されています。霞ヶ浦導水事業については、現段階で検証素案がまとまったとも報道されていますけれども、関東地方整備局が、3月1日までにパブリックコメントを募集した上で原案をまとめるとありまして、検証段階であります。

霞ヶ浦導水事業については、総事業費1,900億円、莫大な税金の無駄遣いであると私もも反対をしておりますが、同事業をめぐるましては、那珂川の漁業資源に回復しがたい深刻な被害を与えると、茨城、栃木県内の全ての漁協が原告となり工事差し止めを求める訴訟を水戸地裁に起こしていることはご承知のとおりであります。

今回の国交省関東整備局の素案に対しては、原告団の組合長は、最後まで闘う、反対し

ていくと表明していると報道されております。

ハツ場ダム、霞ヶ浦導水事業の推進方向による影響についての質問ですが、なぜ、この時代に、無駄な税金を使って大型公共事業を推進し、住民に負担を押しつける意味がどこにあるのでしょうか。

一方では、昨年3月、厚生労働省健康局は、平成25年度の新水道ビジョンを発表いたしました。そこには、今後の人口減少は確定的であり、このことは水道にとって、給水人口や給水量も減少し続けることを意味します。

水道ビジョンの改訂までの時代は、水道が拡張を前提にさまざまな施策を講じてきましたが、これからは給水人口や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応するためにさまざまな施策を講じなければならないという、水道関係者がいまだ経験したことのない時代が既に到来しといえます、というふうに書かれております。

茨城県の水問題を考える市民連絡会は、ここから読み取れることは、縮小していく社会に合わせて、拡大し続けた水道事業施設を、混乱なく整理、縮小していくことが、これからの水行政のあるべき姿であると考えられるとしています。一方では、国交省を中心に、人口減少時代に入っているのだから、コンパクトシティーを目指せといい、また、国の方針としても大変な矛盾を感じるところでございます。

そこで、2点目には、必要がない水の供給として、過大な事業費負担と受水費等、企業団及び利用者への負担増になりかねない問題と考えられますが、この点に関する見解を伺います。

3点目といたしましては、浄水費の引き下げについてです。

たびたび質問の中にも出てきておりますが、県南水道事業会計にとって県から購入する高い浄水費は実態に合わず、利用者に高い水道料金として負担を押しつける大もととなっております。まして、今後ハツ場ダムや霞ヶ浦導水事業の推進となれば、後世にわたって利用者負担増の原因となってくることは必至と考えられます。県に対して浄水費引き下げの要請行動はどのように行われているのか。また、県からの回答はきているのか、その内容はどうかということについて改めてお伺いをいたします。以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。宮本栄三事務所長。

< 宮本栄三事務所長 登壇 >

宮本栄三 事務所長

鈴木議員の質問にお答えします。

初めに、ハツ場ダム、霞ヶ浦導水事業の推進方向による影響についてであります。県企業局は、ハツ場ダム建設の負担金やダム管理費、完成後の減価償却費の発生により大幅な費用増加が見込まれ、純利益は平成25年度以降減少し、単年度黒字は維持できるが、平成34年度には2億円程度になると財政計画では示されております。

このハッ場ダム建設にかかる費用増加のほかにも、茨城県企業局は、霞ヶ浦浄水場の改築工事、利根川浄水場の施設更新工事及び管路の耐震化等を計画しており、これらの費用増加が受水費に転嫁されることのないよう強く訴えていくとともに、建設計画の見直しを図り、工事の縮減や延期をすることで受水費の引き下げにつながるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、浄水費の引き下げについて、県への要請と県からの回答についてであります。県への要請については、毎年、企業団単独の要望書と県南広域受水団体連名での要望書の提出を行っております。

県南広域受水団体連名での要望書の提出は、平成22年度に当企業団が発起人となり、その後は、土浦市、つくば市の順で発起人を務め、平成26年度は、当企業団が招集発起人となり、県企業局に要望書を提出する予定となっております。

次に、県企業局からの回答についてであります。平成26年2月6日に、県南広域水道用水供給事業にかかる料金見直しについての会議がありました。県企業局の回答は、長期的な見通しにおいて赤字は出ない見込みであるが、今後、老朽化した施設の改築、更新に多額の費用が必要であり、施設の改築、更新には国庫補助が見込まれないため、将来の料金値上げにつながるよう自己資金の活用を図る必要があるとし、平成26年度から平成28年度の期間を算定した結果、現行料金を3年間据え置くとの回答でありました。

当企業団は、料金据え置きではなく値下げを要望しているものであり、今後も、事業計画、財政計画の見直しを求め、引き続き料金値下げを強く要望してまいりたいと考えております。以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

< 5番、鈴木かずみ議員 登壇 >

5番（鈴木かずみ 議員）

ハッ場ダムや霞ヶ浦導水事業の推進に対する考え方ですね、大幅な費用負担の増加であるということで、浄水費なども値下げを強く要求しているということで、私どもと考えは一致しているというふうに思いました。

この浄水費の県からの回答というのが、3年間、26年から28年は据え置きということのようすけれども、非常に、何かその後においては危うい感じもいたしかねません。浄水費の値上げにつながる可能性もあるのかどうか大変懸念をしますが、さらに、今後とも、引き下げについて県に対して強く要請行動を続けていただきたいと考えますが、また、地道な要請活動とあわせて、平成26年度においては、当企業団の発起人ということでもありますので、新たな強いアクション、考えられないのかどうかということについて再度伺いたいと思います。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一次長。

< 藤原勘一次長 登壇 >

藤原勘一 次長

鈴木かずみ議員のご質問にお答えいたします。

ただいま所長答弁にもございましたように、この料金引き下げについては、もう何年も前から単独でも連名でもやっております。なかなか値下げにはつながらないのですが、これについては、引き続き県南水道、土浦、つくばが発起人となりまして、県南広域8受水団体ですか、毎年会議を持ちまして、その中でいろいろ案を練りながらやっていきたい、また書面だけでもなかなか相手に伝わらないので、先ほども言いましたけれども、直接会って話して訴えるというようなことを繰り返しながら、実現に向けて努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。これで鈴木かずみ議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。これで一般質問を終わります。

椎塚俊裕 議長

以上で、今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

平成26年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時48分 閉 会

会議規則第97条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 9番

議員 10番